和福障第２０４９号
令和７年１２月１８日
（２０２５年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

自己評価及び保護者評価等に係る結果の公表及び届出について（通知）

平素は、本市福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、指定障害児通所支援事業所においては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、毎年度、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者評価等を行い、その結果と改善内容（以下「自己評価結果等」という。）について、事業所のホームページ等で広く公表し、また、その旨を指定権者に届け出ることが義務付けられています。

つきましては、以下の期日までに、本年度における各事業所の自己評価結果等の届出を障害者支援課に行ってください。

なお、以下の期日までに届出がなかった事業所については、令和８年度４月分給付費より「質の評価及び改善の内容未公表減算（自己評価結果等未公表減算）」が適用されますので、十分にご注意ください。

１　対象事業　　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

２　届出期日　　**令和８年３月３１日（火）**

３　届出方法及び提出書類

（１）専用フォームからの提出

URL：https://logoform.jp/form/fKMM/1198138

QR コード：

（２）提出書類

①事業所における自己評価総括表

②保護者等からの事業所評価の集計結果

③事業所における自己評価結果

④訪問先施設からの事業所評価の集計結果**（保育所等訪問支援のみ）**

4　その他留意事項

（1）令和７年度に新規指定を受けた事業所については、指定日から１年以内に自己評価等の公表の届出を行うこと。届出を行っていない場合は、1 年を経過した月から減算適用となること。

（2）自己評価等を行うに当たっては、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に係るガイドライン（令和７年６月国発行）の内容を十分に確認すること。

（3）事業所の実情に合わせて、評価表の項目を加除修正する場合は、当該ガイドラインの内容に沿ったものにすること。

（4）保護者及び訪問先に評価を依頼する際は、国のガイドラインの内容を保護者等に十分説明し、当該ガイドラインに基づく保護者評価及び訪問先評価であることをご理解いただくこと。

（5）評価結果は、速やかにホームページ等で公表すること。

（6）自己評価等は、本市の通知を受けて行うものではなく、事業所が主体的に行うものであること。

5　自己評価等の実施の流れについて

①保護者による評価

保護者に「(保護者向け）評価表」を配布し、評価を受けてください。評価表の回収後は、「ご意見」欄の記述を含めて集計したものを障害者支援課に提出してください。なお、保護者が回答しやすいように、回収窓口の設置や回収用封筒の作成などにご配慮ください。

②訪問先施設による評価（保育所等訪問支援のみ）

訪問先施設に「(訪問先施設向け）評価表」を配布し、評価を受けてください。評価表の回収後は、「ご意見」欄の記述を含めて集計したものを障害者支援課に提出してください。

③従業者による自己評価

事業所の職員に「(従業者向け）評価表」を配布し、自己評価を行ってください。評価に当たっては、「はい」「いいえ」にチェックをするだけでなく、各項目について「課題は何か」、「工夫している点は何か」等についても記入してください。

④事業所全体の自己評価

保護者、訪問先施設（保育所等訪問支援のみ）及び従業者による評価結果を踏まえ、事業所全体で項目ごとに自己評価を行ってください。全体で評価を行う際は、管理者等の一部の者だけでなく、職員会議等の機会を通して、従業者同士で意見の交換を行いながら、課題や改善が必要な事項の把握及び共有（認識のすり合わせ等）をし、全ての従業者による共通理解の下で進めていくことを心がけてください。

当該評価を行った後は、その結果を踏まえ、「自己評価総括表」を活用し、事業所の「強み」「弱み」について分析を行ってください。

なお、保護者評価は、事業所に対する客観的評価の度合いが高いことから、事業所全体の自

己評価及び分析を行う際は、保護者評価の結果も十分に活用し、現在事業所の提供している支援が、利用者側から見てニーズに応じたものとなっているかを強く意識してください。

⑤支援の改善及び充実に向けた検討

事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析結果を踏まえ、支援の改善及び充実に向けた今後の具体的な見通しや取組を検討・整理してください。

ここで検討・整理された見通し等は、支援の改善・充実に向けて反映されるべきであることから、可能な限り職員会議等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めてください。

⑥自己評価結果及び改善内容の公表

「保護者からの事業所評価の集計結果」、「訪問先施設からの事業所評価の集計結果」（保育所等訪問支援のみ）、「事業所における自己評価結果」及び「事業所における自己評価総括表」を公表してください。

公表にあたっては、「はい」「いいえ」の数を公表するのではなく、「改善目標」や「工夫している点」など、改善内容をできるだけ詳細に公表し、また、公表方法については、事業所のホームページに掲載する等の方法により広く公表してください。ただし、ホームページ等での公表が困難な場合は、事業所の見やすい場所に掲示の上、会報等のお知らせによる公表でも可とします。

⑦支援の改善（通年・随時）

評価結果を受けて明らかになった事業所の「強み」「弱み」を踏まえ、全ての従業者が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実及び改善に向けて取組を進めてください。

また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入し、事業運営の一層の改善を図ってください。

〒640-8511
和歌山市七番丁２３番地
和歌山市福祉局社会福祉部障害者支援課
障害児通所支援事業指定担当　中谷
ＴＥＬ：073-435-1060
メール：shogaishashien@city.wakayama.lg.jp